

## 国民健康保険税のコロナに係る減免申請の注意点

チェック欄

- 1 国民健康保険税は、減免が決定されるまで(減免決定通知が送付されるまで)は減免前の金額を各納期までにお支払ください。口座振替の場合は各納期の日引落としとなります。
- 2 上記について、支払が難しい場合は、必ず収納担当と支払方法についてご相談ください。減免書類の受付＝決定ではありません。
- 3 基準に応じて審査するため、必ずしも減免になるとは限りません。同様に全額が免除されるものでもありません。また、窓口等で事前に減免の可否及び減免額をお答えすることはできません。なお、決定の結果「不承認」となった場合には減免前の金額をお支払ください。
- 4 減免の決定により納付額に差額(過誤納)が発生した場合、市税等に滞納がない場合は後日還付されます。
- 5 申請した収入見込み額と、確定した収入額に大きな差額がある場合は、減免の決定を取り消す場合があります。

わたしは上記「国民健康保険税のコロナに係る減免申請の注意点」の内容について確認しました。

山梨市長 殿

令和 年 月 日

請求者署名

※請求者本人が自署した場合には押印は不要です。